

登録の切り替えはどうか？

予定:3月13日整理券配布開始 / 3月21日切り替え開始

高齢者就労の登録の切り替えが始まる。そんなにあわてなくても、手続きを行う西成労働福祉センターが、適切な時期に公示を行い、適当な期間をかけて登録手続きを行うので、登録をしたいものが登録できなくなるということはまず考えられない。登録人員に天井・人数制限があるわけでもないから、なおさらだ。

それでも、みんなの関心があまりにも高いので、判る範囲で確からしいことをお知らせする。正確な情報は西成労働福祉センターにあるので、センター窓口で確認してもらいたい。

整理券の配布

登録の切り替えは、二段階の手順で行われる。まず、整理券が配布される。整理券は登録カードを一人一人作成するのに時間がかかるので、窓口の混乱と待ち時間を少なくするために事前に発行される。

整理券の配布は 3月13日から

だから、整理券を早くもらおうとして混乱が起きるのは、整理券を配布する意味がないことになる。

現在のカード番号を基準として何番から何番までは何日に切り替えと決め、新規の登録・日を飛ばして登録しそなたった人はその後に登録作業を行うことにすれば、混乱も少ないと考えられる。公平さを考えれば、登録人数の多さからしても、写真カードとすることも考えられていいことだろう。

作業手順はセンターと大阪府労働部で決められることだから、あまり憶測しても仕方がないが、二重登録や窓口で混乱の生じない方法を考えてもらいたいものだ。

釜ヶ崎支援機構では時々こんなことが起こる。朝、センターの紹介票で出面を確認して賃金台帳を作成する。提出された白手帳も印紙を張る前に照合する。その時不思議なことに、紹介票にはない名前の手帳が存在することがある。なぜそうなのかを究明するためにしばらく事務が滞ることになる。夕方、お金を支払うときに注意して見ていると、白手帳の顔写真の人がいる。では、センターの紹介票が間違いだったのか。登録カードをよく見ると、紹介票の名前になっている。こんな混乱が生じないようにしてほしいものだ。

登録カードの発行は整理券の番号順に 3月21日から

整理券の配布のあと、整理券の番号順に登録カードが作成・発行される。予定では3月21日からということだ。

登録には何が必要か

正確な情報は西成労働福祉センター窓口で確認してもらいたい。

釜ヶ崎(あいりん)地区対策という事業の性格からいえば、釜ヶ崎地区の高齢労働者が対象ということになる。55歳以上で、釜ヶ崎に住み働いている、あるいは働いていた人が対象だが、ではどうやってそのことを証明するかだ。

センターの資料によると、一番多いのがこれまでの登録カードを提示するもの。二番目に多いのが白手帳(雇用保険手帳)。三番目が各種証明書。各種証明書の内訳は住民票・運転免許証・保険証・身体障害者手帳・戸籍抄本・各種資格修了証・年金証など。ようするに、年齢のわかるものであればなんでもよい、ということのようだ。

そのほかに、「ふるさとの家」の利用者カード、医療センターの診察券、センターの相談記録での確認、市更相や自彊館三徳寮の証明などでもよいようだ。また、白手帳を無くして5年以内であれば、西成労働福祉センターで証明書の用紙をもらって、あいりん職安に持っていくと、手帳を持っていたことや生年月日を証明してもらえる。

登録カードの発行作業は、一日あたり四百人をめどに行われる。

輪番で働く人から「正直者が馬鹿を見る」という言葉をよく聞く。それは多分、一人で二枚も三枚もカードを持って就労する人を非難しているのだと思う。同時に登録作業を行うセンターや朝の受付を行う釜ヶ崎支援機構への非難でもあると思う。なぜ不正を正さないのかと。

釜ヶ崎支援機構としては、酒を飲んで、本人やいっしょに働くものが危険な状態に陥ると判断される以外の理由でセンターから紹介され、登録カードを持って受付にきた人を拒否することはできない。せいぜい、今日はどの名前や、といやみを言えるくらいだ。多忙な中センターの職員も大変だろうが、発行時点でのチェック機能に期待せざるを得ない。

やめよう、二重登録、みんなの仕事！

特定非営利活動法人 釜ヶ崎支援機構(NPO釜ヶ崎)は、営利目的でなく、野宿を余儀なくされている仲間、野宿を余儀なくされる恐れのある仲間を支えることを目的に設立された法人です。

指導員も、公務員ではなく仲間とともに働く日雇労働者です。

設立されて日も浅く、みんなと共に働くことに不慣れな面もあると思います。しかし、釜ヶ崎の高齢者の就労場所を確保するのだという意気込みで働いています。

適切な登録で、いがみ合うことなく、力を合わせて就労場所の確保を目指しましょう。